

地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領（案）

平成 年 月 日

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針（平成 年 月 日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価の具体的方法

「項目別評価」は、原則として当該年度の年度計画に定めた小項目ごとに、その実施状況について法人が自己評価を行う。さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。

なお、法人においては、年度計画の小項目を必要に応じて細分化することができるものとする。

(1) 項目別評価【法人による小項目自己評価】

法人において、小項目ごとの進捗について、実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、次の5段階で自己評価を行い、判断理由を記載した業務実績報告書（別紙のとおり）を作成する。法人は、各項目に市立病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮して、ウェイトを設定するとともにその理由を付記するものとする。

なお、業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載するものとし、自己評価は、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。

4・・・年度計画を上回って実施している。

3・・・年度計画を順調に実施している。

2・・・年度計画を十分に実施できていない。

1・・・年度計画を大幅に下回っている。

(2) 項目別評価【評価委員会による小項目評価】

評価委員会において、法人の自己評価及び法人が設定する小項目、ウェイトなどを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に「1～5」の5段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数

値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断するものとする。

評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。

その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 項目別評価【評価委員会による大項目評価】

評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

S：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある

(評価委員会が特に認める場合)

A：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる

(すべての小項目が3～5)

B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる

(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上)

C：中期計画の実現のためにはやや遅れている

(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満)

D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある

(評価委員会が特に認める場合)

なお、小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。

2 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。

その評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について評価結果報告書(別紙のとおり)に記載するものとする。

また、評価の中で改善すべき事項については評価委員会の意見として評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うものとする。